

大和川沿川地域の市民の生命と財産を守る一級河川大和川水系の管理について
大和川河川事務所の存続を求める意見書

大和川河川事務所は、一級河川大和川を中心に石川・蘇我川・佐保川の河川延長計48.3kmを管理しています。大和川水系は、流域面積1,070km²、流域内人口215万人と大阪府と奈良県にまたがる大河川で、想定氾濫区域内人口は約400万人、想定氾濫区域内の資産は約70兆円とされています。

大和川河川事務所は、河道整備や堤防補強などの堤防改修工事や左右岸合わせ、83.2kmある堤防や護岸等の点検・巡視を行い、損傷があれば順次補修するなど日常的に維持管理を行っています。また、22ある直轄管理樋門は洪水時操作ができるよう、常に保守点検等を行い、災害防止に努めています。

また、大和川の水質は全国の一級河川でも最低水準にあると言われておりますが、河川浄化施設の整備、ソフト対策としては関係機関や流域住民が一体となった「Cプロジェクト計画」の取り組みにより、3年連続で観測史上最もきれいな水質を記録するなど一定の成果を上げており、今後も更なる水環境の改善が求められています。

水害などの災害から生命や財産を守ることは効率性のみを優先した地方出先機関の廃止では解決できません。国民の安全・安心を国として守り、豊かな水環境を保全するためにも、河川の改修・維持管理を一連で管理してきた行政が存続する必要があります。

国土交通省の地方出先機関である大和川河川事務所は国民の生命・財産を守る重要な事業を行っているところであり、これらの事業は国の責任において推進すべきであることから、引き続き国が整備・維持管理を行うことを求めるものです。

記

1. 公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点配分するとともに、一級河川大和川水系の管理について、災害時でも迅速に対応できる体制を確立すること。
2. 一級河川大和川水系の管理を国の責任において実施すること。そのため大和川河川事務所を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年 3月19日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣